

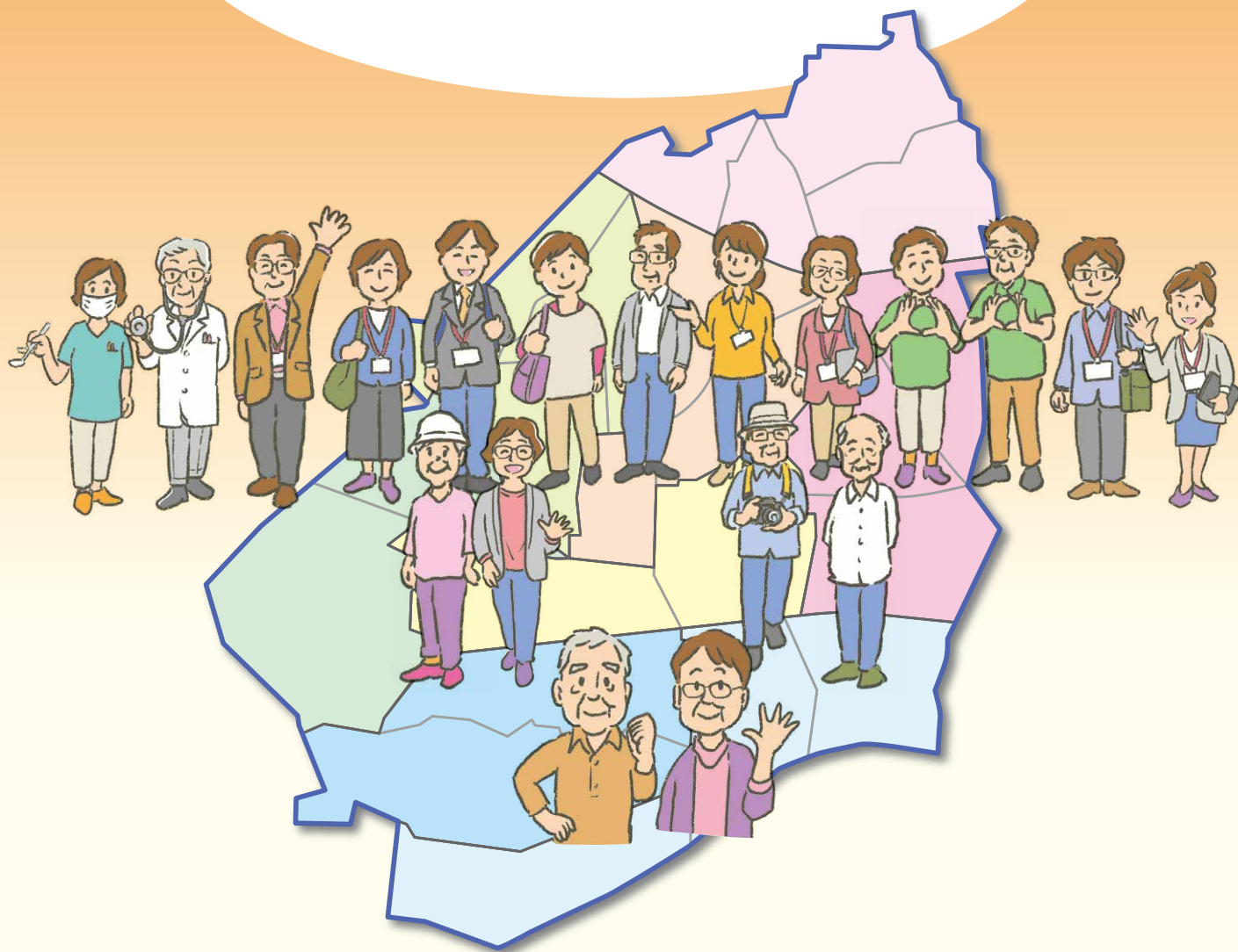
西東京市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第9期）

概要版

..... 令和6年度～令和8年度
2024年度 2026年度

ともに支え合い、いつまでも楽しく、
自分らしく暮らせるまち西東京

～西東京市版地域包括ケアシステムの深化・推進～



令和6（2024）年3月
西東京市

計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、創設から24年間、高齢者の地域生活になくってはならない制度として、定着・発展してきましたが、本市の高齢化は確実に進行し、令和22（2040）年頃には、高齢者人口がピークを迎えます。本市は、多摩26市において、医療・介護双方のニーズを有する85歳以上人口の割合が高い水準にあることから、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域を構築し、維持していくために、「西東京市版地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

国の第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、「高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。（中略）これまで以上に各地域の中長期的な介護のニーズ等に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の推進等が重要」とされています。

本計画は、これまでの取組の成果と課題の検証とともに、今後の国の制度改革の方向性及び基本指針の内容等を踏まえ、新たに「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」として策定するものです。

計画期間

令和6（2024）年度を初年度として、令和8（2026）年度を最終年度とする3か年です。

策定体制

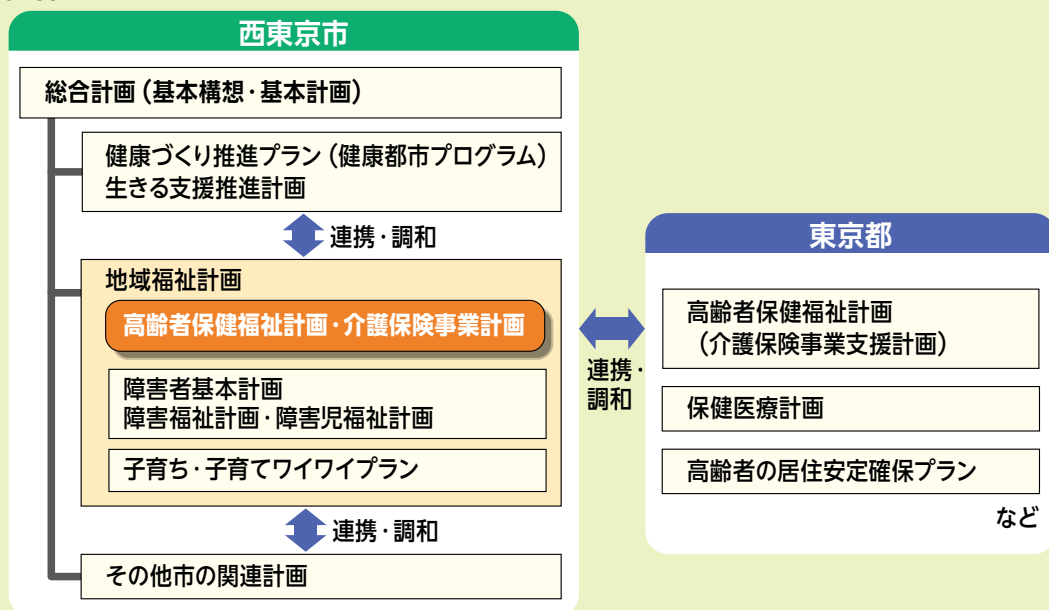
計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、「介護保険運営協議会」での審議・検討を行いました。

また、「市民や事業者等へのアンケート調査」、「関係機関・事業所・団体からの意見聴取」、「大学生へのヒアリング」、「市公式LINEアンケート」、「パブリックコメント」、「市民説明会」を実施しました。

計画の位置付け

- 老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」に基づく計画
- 総合計画（基本構想・基本計画）及び地域福祉計画を上位計画とした高齢者施策に関する個別計画
- 健康づくり推進プラン、障害者基本計画、子育て・子育てワイワイプランその他市の関連計画及び東京都の関連計画と連携・調和する計画

計画の位置付け



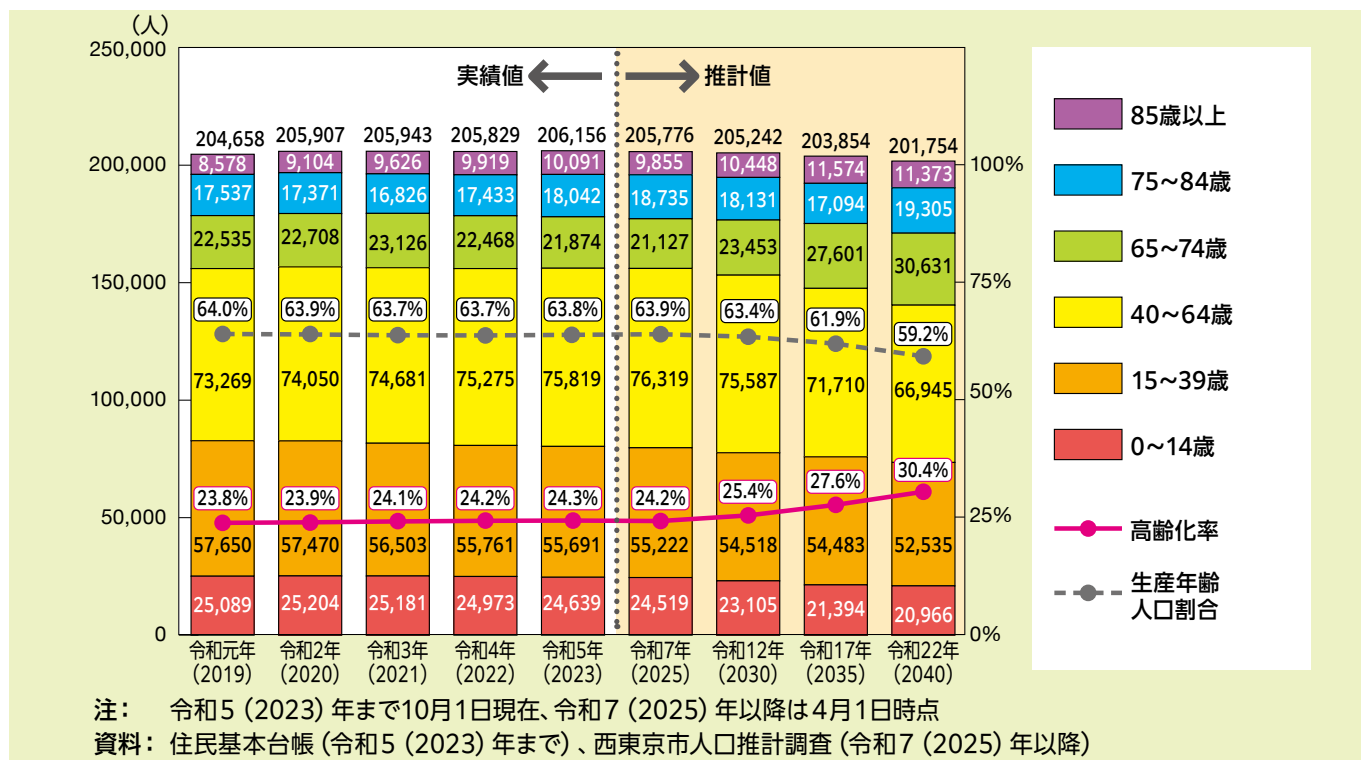
高齢化の将来予測

本市の令和5（2023）年の総人口は、206,156人、このうち65歳以上の高齢者人口は50,007人で、高齢化率は、24.3%となっています。

今後本市の高齢者人口は、令和22（2040）年には61,309人まで増加し、高齢化率は、30.4%まで上昇す

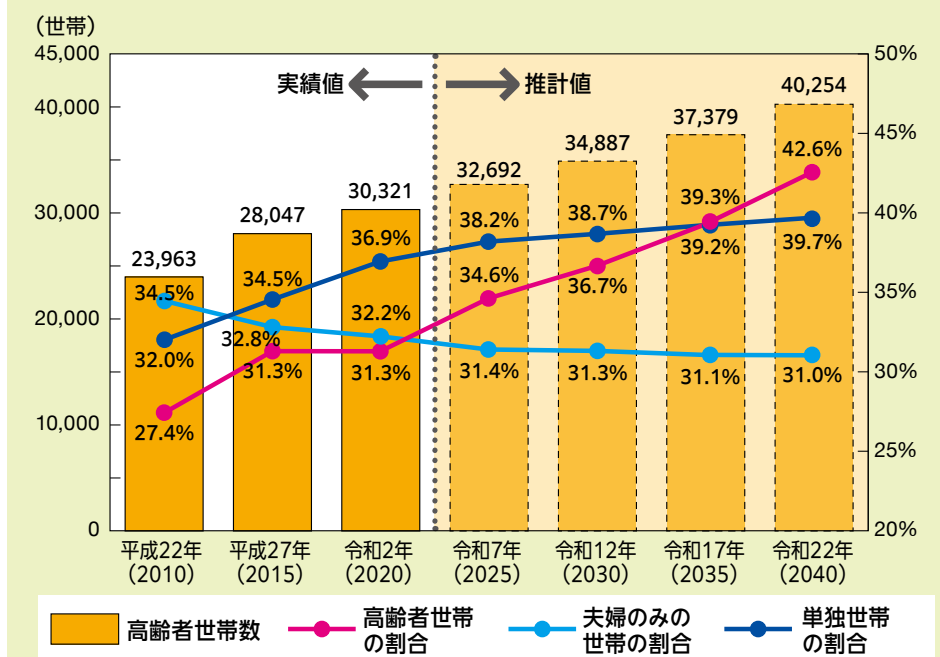
る見込みです。

特に、75歳以上の後期高齢者人口は、令和22（2040）年まで増加し続け、そのうち85歳以上人口は、令和17（2035）年に11,574人まで増加する見込みです。



高齢者世帯数の現状

本市の高齢者世帯は、令和7（2025）年以降も増加し、令和22（2040）年には4万世帯を超える見込みです。

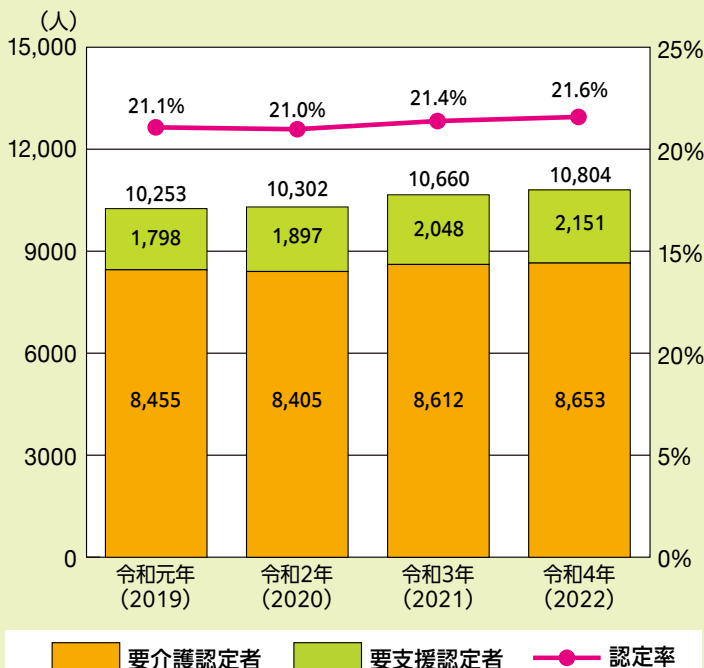


要支援・要介護認定の状況

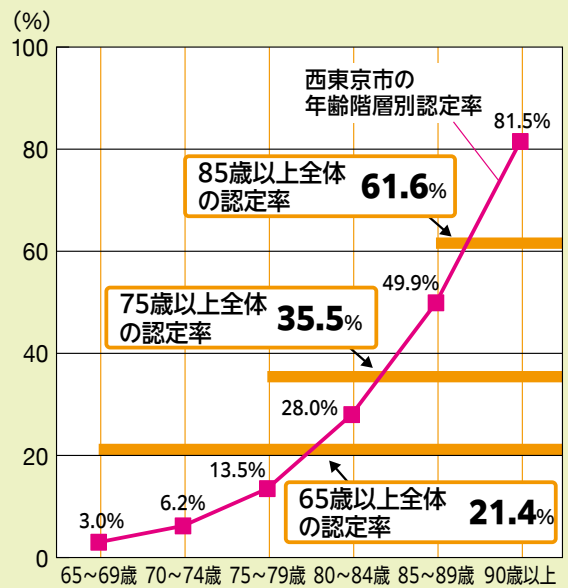
高齢化の進行により、本市の要支援・要介護認定者数は毎年度増加傾向にあります。令和元（2019）年から令和4（2022）年にかけて、認定率はほぼ横ばいの状況です。認定率は、年齢が上がるごとに上昇し、85歳を超えると、約6割となっています。年齢階層別の要

介護度は、どの年代でも要介護1が多くなっていますが、85歳を超えると、要介護3から要介護5までの認定率が上昇する傾向にあり、第1号被保険者1人当たり給付費の増加要因の一つとなっています。

要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

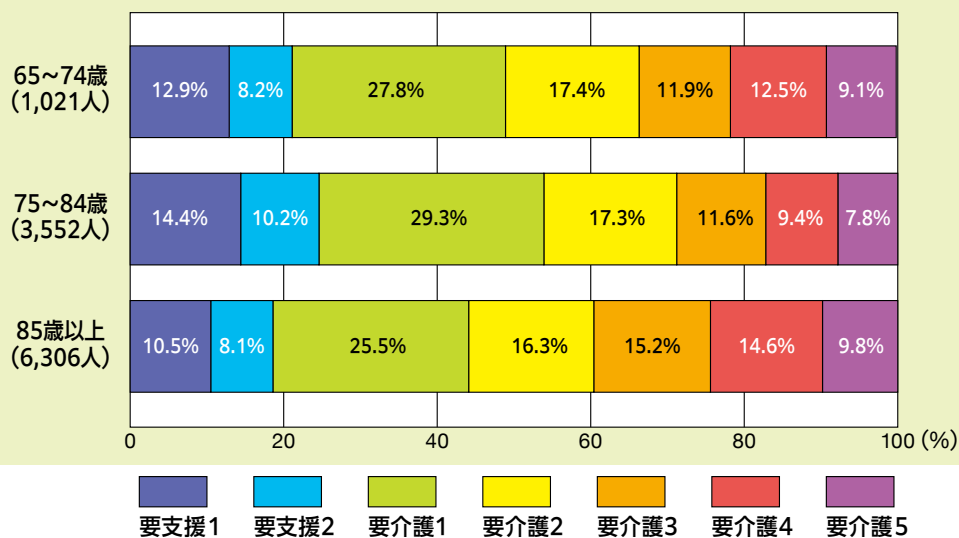


年齢階層別の要介護認定率



資料：介護保険事業状況報告（令和4（2022）年4月）

年齢階層別要介護度の割合



基本理念・基本目標

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は、高齢者に限りません。経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに適切に対応するため、本市における重層的支援体制整備事業などにより、制度・分野の枠や「支え

る側」、「支えられる側」という関係を超えた取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現と「健康」応援都市を目指します。

【基本理念】

ともに支え合い、いつまでも楽しく、
自分らしく暮らせるまち西東京

～西東京市版地域包括ケアシステムの深化・推進～

「ともに支え合い、いつまでも楽しく、自分らしく暮らせるまち西東京」を基本理念に、市民や関係機関、行政が地域一体となって福祉や医療・介護などの支援・サービスを提供する「西東京市版地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。



【基本目標】

1 人と地域とつながり、
いきいきと暮らす

2 なじみの環境の中で、
必要なサービスを受けながら暮らす

基本理念を実現するために、目指すべき方向性を明らかにする2つの基本目標を定めます。

まず、高齢者が「人と地域とつながり、いきいきと暮らす」ために、健康づくりと介護予防を連携して展開することで高齢者の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるとともに、高齢者が日常生活の中で、地域の人とのつながりを通して身近な活動の場が広がるような地域づくりを目指します。

また、高齢者が「なじみの環境の中で、必要なサービスを受けながら暮らす」ことができるように、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現と、本人・家族の状況や希望に柔軟に対応できるよう必要なサービス提供体制の整備に努めます。

基本理念

ともに支え合い、いつまでも楽しく、
～西東京市版地域包括ケアシステムの深化・推進～

基本目標

1

人と地域とつながり、
いきいきと暮らす

生きがい推進・社会参加

- 生きがい推進事業
- 老人クラブ
- 街中いきいきなサロン
- いきいきミニデイ
- 社会参加マッチング事業

フレイル予防の推進

- フレイル予防の啓発
- フレイルチェックの実施
- フレイルサポーターの養成
- フレイル予防事業の実施

リエイブルメント（再自立）の推進

- リハビリテーション専門職の訪問アセスメント
- 短期集中予防サービス
- 地域資源の活用・社会参加へのつなぎ
- みんなのい〜な会議

介護予防・
生活支援

関係機関



民生委員・児童委員

地域住民

地域包括支援
センター

フレイルサポーター



- 自宅
- 有料老人ホーム

在宅療養連携支援
センターにしのわ

通院・入院



医療

在宅医療

- 在宅療養連携支援センターにしのわ
- 医療介護連携

入院医療

- 急性期 ● 回復期 ● 慢性期

外来、在宅

- かかりつけ医 ● 診療所・病院
- 歯科診療所 ● 薬局
- 認知症疾患医療センター



自分らしく暮らせるまち西東京

健康寿命の延伸を目指し、高齢者の方が、住み慣れた地域で、いきいきと元気に暮らしていける環境を整備するとともに、医療・介護の連携強化や、介護サービス基盤の整備促進などにより、安心して在宅生活を送ることができる環境・仕組みづくりを進めます。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

その他の取組

- 地域ぐるみの見守り・支え合い
- 家族介護者（ケアラー）支援
- 保健事業と介護予防の一体的実施

基本目標

2

なじみの環境の中で、
必要なサービスを受けながら暮らす

様々な生活支援の充実

- ささえあいネットワーク
- 西東京市くらしヘルパー
- 家族会・介護者のつどい

認知症施策

- もの忘れ予防検診
- 認知症初期集中支援チーム
- 認知症カフェ
- 認知症サポーターの養成
- チームオレンジ

介護保険サービスの充実

- 介護サービス基盤の整備（看護小規模多機能型居宅介護等）
- 介護人材の確保・育成・定着支援
- 給付の適正化、ケアマネジメントの質の向上
- 事業者への支援

住まい

- サービス付き高齢者向け住宅等

ささえあい協力員

地域サポート「りんく」

認知症地域支援推進員

認知症サポーター

通所・入所

ケアマネジャー

介護

施設・居住系

- 特別養護老人ホーム
- 認知症グループホーム
- 特定施設入居者生活介護 等

在宅系

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所生活介護 等



介護連携

- 在宅療養後方支援病床確保事業

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
ともに支え合い、 いつまでも楽しく、 自分らしく 暮らせるまち西東京 ～ 西東京市版 地域包括ケアシステムの 深化・推進 ～	1 人々と地域とつながり、 いきいきと暮らす	1-1 住み慣れた地域で 安心できる暮らし	1-1-1 地域ぐるみの 見守り・支え合い 1-1-2 家族介護者への 支援の充実 1-1-3 在宅生活の継続支援 1-1-4 在宅療養の体制整備・ 推進 1-1-5 権利擁護と 虐待防止の推進 1-1-6 情報提供の充実
		1-2 認知症の人と家族が 安心できる暮らし	1-2-1 認知症の人と 家族への支援の充実 1-2-2 認知症の人と家族を 地域で支える仕組みづくり
		1-3 住み慣れた地域で いつまでも楽しく 元気でいられる暮らし	1-3-1 生きがいづくりの 支援・推進 1-3-2 リエイブルメントの推進 1-3-3 フレイル予防の さらなる普及・推進 1-3-4 社会参加の さらなる促進
	2 なじみの環境の中で、 必要なサービスを 受けながら暮らす	2-1 住み慣れた地域で 適切な介護サービスを 受けられる暮らし	2-1-1 介護サービス基盤の 整備促進 2-1-2 介護サービスの 質の向上
		2-2 いつまでも安心して 介護サービスを 受けられる暮らし	2-2-1 保険者機能の強化 2-2-2 介護人材の確保・育成 に向けた取組 2-2-3 介護サービス事業者 への支援

具体的な取組

- 地域サポート「りんく」の体制整備による取組の充実
- ささえあいネットワークの充実
- 介護支援ボランティアポイント等による支え合い活動の推進
- 地域包括支援センターの体制強化による相談機能の充実
- 高齢者生活状況調査の実施

- 家族会・介護者の集いの支援
- 市民介護講習会の開催
- ケアラーズスクールの開催
- 家族介護者を支える仕組みづくり

- 高齢化の進行を踏まえた在宅サービスの実施
- 高齢者の住まいに関する支援
- 高齢者の住まいの確保等に向けた対応
- 避難行動要支援者への対応
- 防犯意識の啓発・情報提供

- 在宅医療と介護の連携強化・推進
- アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発

- 権利擁護事業の普及啓発・支援の実施
- 高齢者虐待防止のための取組の推進

- 必要な人に届く情報提供
- スマートフォン講座などのデジタルデバйд対策

- もの忘れ予防検診の実施
- 認知症のひとと家族のニーズを踏まえた支援の実施
- 認知症の効果的な普及啓発・理解促進

- 認知症サポーターの養成
- 地域におけるチームオレンジ等の推進

- 生きがいがづくりの支援
- 高齢者福祉施設を活用した生きがいがづくりの場の提供
- 地域資源を活用した活動の場の確保
- 保健事業と介護予防の一体的実施

- 短期集中予防サービスの推進

- フレイル予防の推進
- 高齢者の通いの場の充実

- 生涯現役応援サイト・窓口「meets」を活用した社会参加マッチング
- 地域サポート「りんく」による社会参加の促進

- 介護サービス基盤の整備促進
- 地域密着型サービスの整備・普及
- 共生型サービスの整備・普及

- ケアマネジメントの質の向上
- 介護サービスの質の向上
- 福祉サービス第三者評価の普及・推進

- 介護認定調査の効率化
- 介護認定審査会における審査の効率化
- ケアプラン点検等の推進

- 西東京市くらしヘルパーの養成・活用促進
- 介護人材の確保・育成に向けた取組
- 事業者との連携・協力による介護人材の確保

- 業務負担の軽減に向けた取組の推進
- 事業所情報の効果的な発信
- 業務継続計画（BCP）の作成及び研修・訓練の実施支援

地域ぐるみの見守り・支え合い

1-1-1

地域サポート「りんく」の体制整備による取組の充実

- 高齢者がいつまでもなじみの環境の中で自分らしく安心して暮らせるための通いの場等の住民互助の活動や、地域団体等による生活支援サービス等の地域資源の充実、担い手の育成、多様な主体のネットワーク化等
- 協議体の開催や地域ケア会議への参加、短期集中予防サービスにおける関係者との連携等を通じた地域のニーズの把握
- 地域包括支援センターやケアマネジャー、市民等が地域資源を活用できるように、情報提供や情報発信
- 高齢者自身が地域の担い手となれる新たな機会の創出・拡充を目指した、高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動（有償又は無償のボランティア活動）による社会参加の拡大のための地域サポート「りんく」の体制整備

地域包括支援センターの体制強化による相談機能の充実

- 増大するニーズに対応し、適切に役割を果たすための地域包括支援センターの運営体制や市のバックアップ体制の強化
- 総合相談支援機能の活用による高齢者だけではない家族介護者支援
- 地域ケア会議や重層的支援体制整備事業の活用等による多職種や多分野との連携強化、地域包括支援センターの相談機能の充実

地域サポート「りんく」

生活支援コーディネーターが配置され、主に高齢者の生活を支援する担い手になる市民に協力を依頼したり、高齢者が地域で活動するための支援等を実施しています。



家族介護者への支援の充実

1-1-2

家族会・介護者の集いの支援

- 市や地域包括支援センターにおける家族会・介護者の集いの開催（高齢者を介護している家族同士が同じ立場で語り合い、介護に伴う苦労や悩み、日常の不安等を解消できるような交流の機会や、情報共有、学びの機会の提供）
- 認知症カフェ等の運営についての補助、住民や地域団体等の多様な主体による当事者・介護者の集いの場に係る活動支援

ケアラズスクール

家族介護の不安や悩みを持つ家族介護者等を対象に、ケアラズスクールを民間事業者と共催し、介護に関する学びや参加者間の交流により家族介護者等を支援しています。



在宅療養の体制整備・推進

1-1-4

在宅医療と介護の連携強化・推進

- 高齢者の在宅での療養生活を支援するための在宅医療を担う地域の病院と診療所、訪問診療医療機関など、医療機関同士の連携の推進
- 体調悪化時及び家族の休養のために入院することができる環境の整備など、安心して療養生活を送るための仕組みづくり
- 医療と介護の連携促進のための研修などを通じた現場で相談し合える関係づくりの強化、在宅で療養する高齢者の状況を円滑に共有するためのICTを活用した情報共有システムの活用
- 在宅療養連携支援センター「にしのわ」における在宅療養生活継続のための支援（在宅療養に関する不安や課題への対応、適切な医療や介護サービスにつながるよう支援）



多職種研修

アドバンス・ケア・プランニング (ACP) の普及啓発

- 本市が独自に作成している「私の人生ノート」の活用促進、人生の最期まで自分らしい暮らしが送れることへの支援

アドバンス・ケア・プランニング (ACP)

「人生会議」とも呼ばれ、もしもの時のために、自分が大切にしていることや、望む医療やケアについて、家族や医療・ケアのチームと繰り返し話し合う取組です。

認知症施策

1-2-1, 1-2-2

もの忘れ予防検診の実施

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発の推進、早期の認知症診断・対応のためのもの忘れ予防検診の実施
- 医療機関や地域包括支援センター等と連携した検診の周知・受診勧奨、検診実施後の適切な支援につなげる仕組みの構築、体制整備

認知症サポーターの養成

- 地域の人々が認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、サポートできるための認知症サポーターの養成
- 認知症サポーターが認知症の人や家族への支援につながるための実践的な内容を学ぶステップアップ講座の開催、認知症サポーター・ボランティアの登録促進及び活動支援
- 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトの養成

地域におけるチームオレンジ等の推進

- 認知症の人が、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるため、認知症サポーター同士や、認知症サポーターと認知症の人・家族の結び付け、早期発見・支援につなげるチームオレンジの整備
- 認知症の人や家族、地域の人や専門職が自由に集い、情報共有しながら、認知症の症状の悪化予防、家族の介護負担の軽減等を図っていくことを目的とした認知症カフェの普及



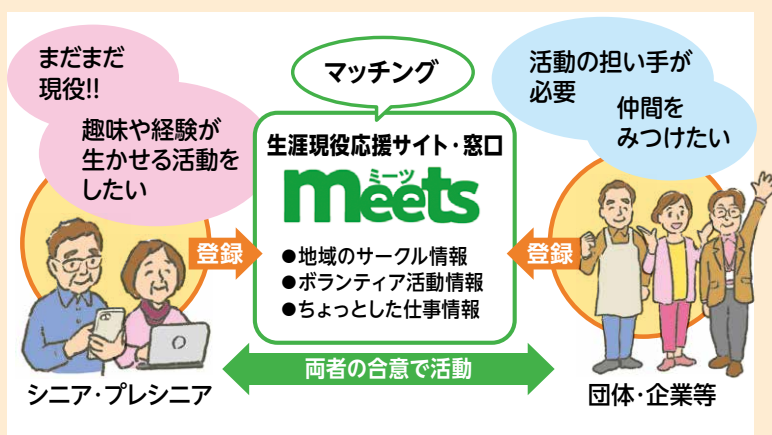
認知症キャンペーンのライトアップ(スカイタワー西東京)

社会参加のさらなる促進

1-3-4

生涯現役応援サイト・窓口「meets」を活用した社会参加マッチング

- 生涯現役応援サイト・窓口「meets」を通じた活動を希望する高齢者と活動の担い手を求める団体等のマッチング、ボランティア活動・地域活動などへの参加を通じた高齢者の社会参加の促進

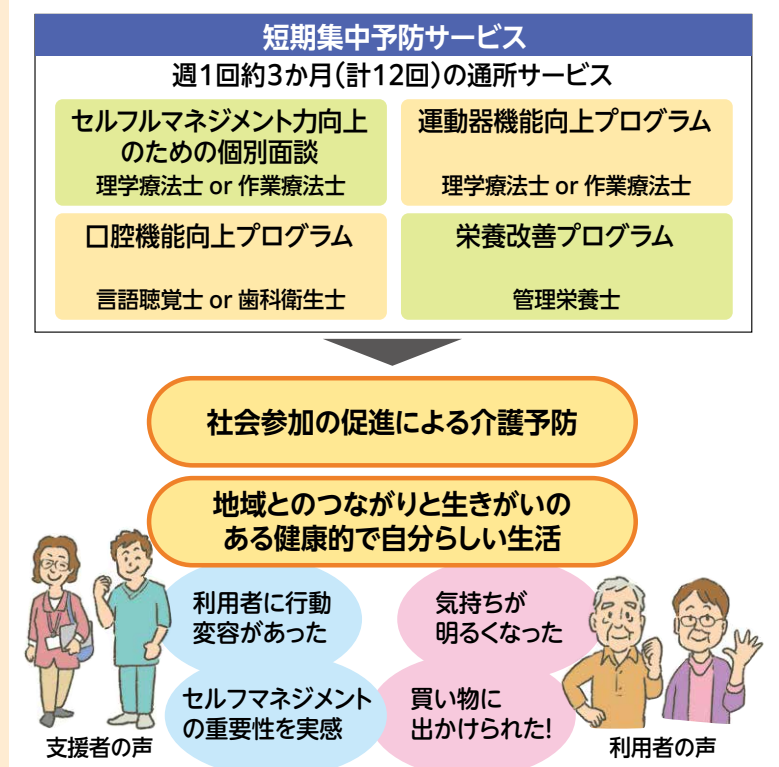


リエイブルメントの推進

1-3-2

短期集中予防サービスの推進

- 要支援状態になった方がもう一度元の暮らしへ戻ることを目指した、リハビリテーション専門職による面談を中心とした約3か月の短期集中予防サービスの実施（事前にリハビリテーション専門職と地域包括支援センターの職員が利用者の自宅を訪問、生活機能の課題の把握や、適切な目標設定などを行い、短期集中予防サービスの効果の向上を図る）
- 短期集中予防サービス終了後において自信を持っていきいきと地域で活動しながら生活していくため、地域サポート「りんく」と連携した様々な地域資源の活用や社会参加へのつなぎ



フレイル予防のさらなる普及・推進

1-3-3

フレイル予防の推進

- 多様な媒体を通じたフレイル予防の必要性の広報、普及啓発
- 高齢者自身が主体的にフレイル予防に取り組めるためのフレイルチェックの実施、運営するフレイルサポーターの養成
- 栄養（食・口腔）、運動、社会参加の視点をもった予防事業の実施（フレイルチェックと連携した効果的な実施）
- 高齢者自らの自主的な予防活動の支援、いきいき百歳体操、西東京しゃきしゃき体操を始めとする自主グループの立ち上げ支援



介護サービス基盤の整備促進

2-1-1

介護サービス基盤の整備促進

- 認知症高齢者や医療・介護双方のニーズを有する高齢者の大幅な増加、長期的な介護ニーズ等を見通した在宅系サービス及び施設・居住系サービスの基盤整備

地域密着型サービスの整備・普及

- 居宅要介護者の介護ニーズに柔軟に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備・普及

ケアプラン点検等の推進

- 自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成できるよう、市内居宅介護支援事業所に助言型のケアプラン点検を実施
- 住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、必要に応じ理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等の協力を得て、利用者の自立支援につながるかという観点からの点検方法を検討

西東京市くらしヘルパーの養成・活用促進

- 市独自基準による訪問型サービス事業に従事可能な「西東京市くらしヘルパー」の養成、雇い入れ意向のある事業所とのマッチングなど活用促進に向けた取組

介護人材の確保・育成に向けた取組

- 現行の「介護職員初任者研修受講料助成事業」を見直し、介護福祉士資格取得のための実務者研修等に要する経費補助を含め、助成対象を拡充
- 介護保険連絡協議会等の開催により、事業者間の横のつながりづくりと併せて、事業者の意見・要望を踏まえた支援策を検討

日常生活圏域が新しくなりました

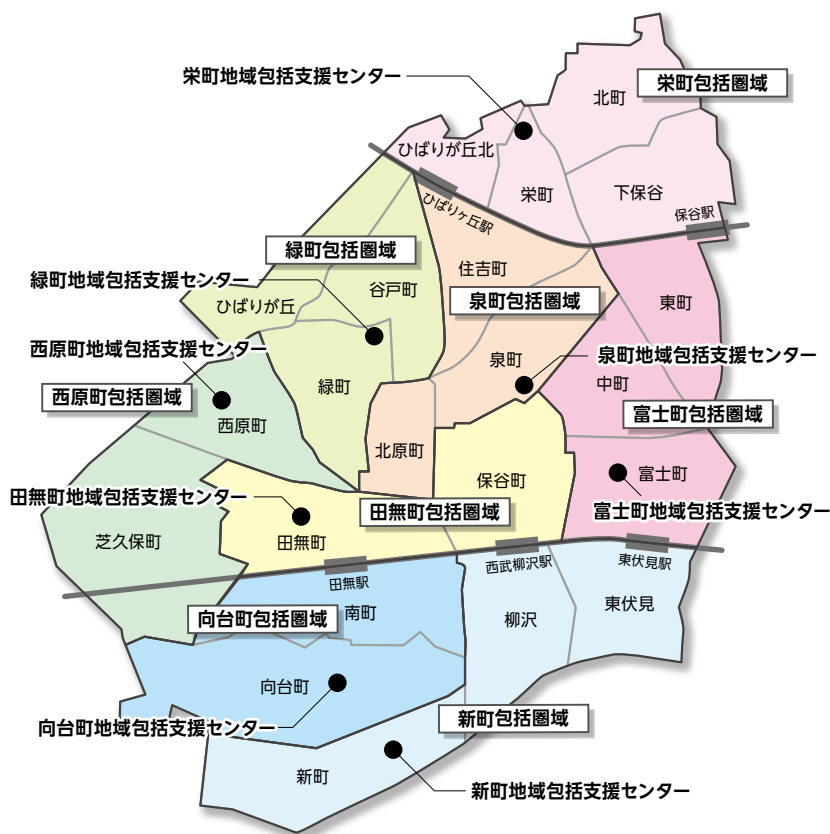
本市ではこれまで、日常生活圏域として、一定規模を有する4地区を設定してきました。

この間、市内の高齢者を取り巻く環境が大きく変化し、要介護高齢者への支援だけでなく、その家族等の介護者が抱える負担や、複雑化した課題への対応が急務となっており、西東京市版地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの役割の重要性が高まっています。

このため、第9期計画における日常生活圏域を、地域包括支援センター地区の8地区に設定することとします。

日常生活圏域とは

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの整備状況等を総合的に勘案して、介護保険法により定める区域



国の第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、第9期計画では、引き続き地域支援事業の充実や地域密着型サービスの整備、給付の適正化の取組による「保険者機能の強化」を進めていくことが求められています。

今後は、それらを踏まえ、令和22（2040）年を見据え、西東京市版地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のための保険者機能の強化に取り組めます。

地域支援事業の充実

第9期計画期間では、短期集中予防サービスの拡充など、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、また、従来からの住民主体のフレイル予防の推進と高齢者の通いの場の充実を進めます。さらに健康づくり・介護予防の新たな施策として、保健事業と介護予防の一体的実施などもスタートしており、これらをきっかけとした一人ひとりにあった健康づくり・介護予防と地域における支え合いの仕組みづくりの一層の推進を図ります。また、第8期に引き続き、市民ニーズを踏まえながら、地域の社会資源や関係機関と連携・協力し、在宅医療・介護連携の強化や在宅療養・認知症施策の推進などに取り組んでいきます。

地域密着型サービスの整備

第9期計画では、計画期間内に、居宅要介護者と家族の様々な介護ニーズを踏まえ、家族の負担軽減に資するよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護のうち、いずれかの種別を1か所以上整備することとします。

介護給付の適正化の取組 （第6期介護給付適正化計画）

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度として運営していくためには、介護を必要とする人を適切に認定し、介護サービスの利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう支援を行っていくことが重要です。

第6期介護給付適正化計画では、引き続き現状把握と分析を行い、課題を整理した上で、さらなる取組を推進していきます。また、PDCAサイクルによる定期的な評価・見直しを行います。

① 要介護認定の適正化

認定調査員、主治医、介護認定審査会委員の資質向上のための研修の充実を図ります。また、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、職員が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプラン等の点検

ケアプラン点検等を通じて「自立支援に資するケアマネジメント」を図るための支援を行います。また、住宅改修及び福祉用具の購入・貸与については、これらが、利用者の身体状況を踏まえた適切なものとなるよう、利用者や事業者への普及啓発を行うとともに、必要に応じて聞き取りや訪問調査を、リハビリテーション専門職等の知見を活用するなどして実施し、助言等を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

東京都国民健康保険団体連合会から提供される疑義のある介護給付の請求情報や、医療給付と介護給付との突合情報を基に、請求内容を点検し、サービス提供事業者が適切に介護報酬の算定を行うことができるよう、指導・助言等を行います。

④ 介護給付適正化の取組の分析、評価等

適正化の取組結果は、毎年度介護保険運営協議会に報告し、委員の意見を踏まえて適宜内容を見直し、次年度の取組の方向性を定めます。

要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者 第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定者数は、令和8（2026）年度には11,530人となり、認定率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は23.0%になると見込みます。

（単位：人）

区分	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援・要介護認定者	10,660	10,804	10,879	11,072	11,303	11,530

資料：介護保険事業状況報告（各年9月）

給付費の見込み

標準給付費 標準給付費とは、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合計したものです。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の標準給付費見込額は、約523億円になります。

（単位：千円）

区分	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費	16,296,402	16,521,276	16,731,880	49,549,558
介護給付費	16,066,233	16,286,283	16,494,070	48,846,586
予防給付費	230,169	234,993	237,810	702,972
特定入所者介護サービス費等給付額	305,208	311,392	314,856	931,456
高額介護サービス費等給付額	502,083	513,221	523,274	1,538,578
高額医療合算介護サービス費等給付額	73,088	74,600	76,060	223,748
算定対象審査支払手数料	19,356	19,748	20,127	59,231
標準給付費見込額	17,196,137	17,440,237	17,666,197	52,302,571

地域支援事業費 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の地域支援事業費見込額は、約23億7千万円になります。

（単位：千円）

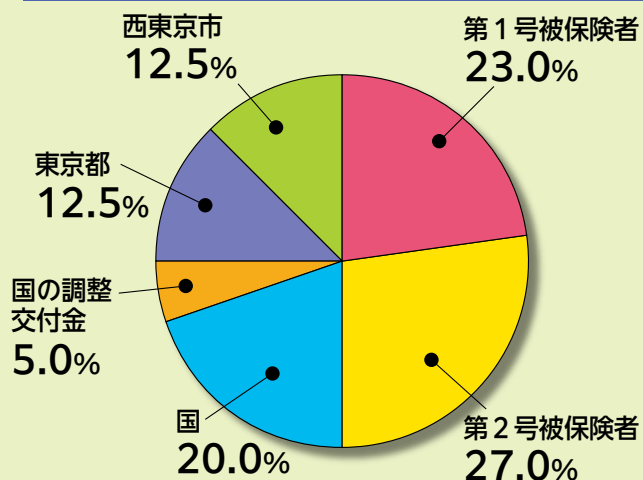
区分	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	374,364	375,964	395,917	1,146,245
包括的支援事業費・任意事業費	402,482	415,051	410,482	1,228,015
地域支援事業費見込額	776,846	791,015	806,399	2,374,260

財源構成

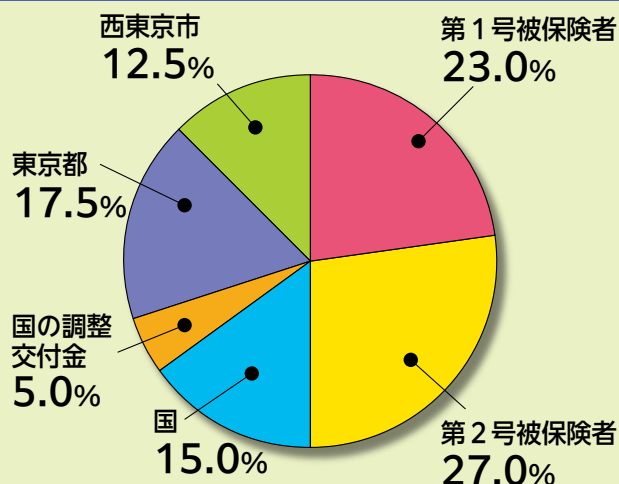
事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料のほか、第2号被保険者（40～64歳）の保険料、国・都・西東京市の負担金等により構成されます。
費用ごとの負担割合は、次のとおりです。

介護給付費の財源構成(第9期)

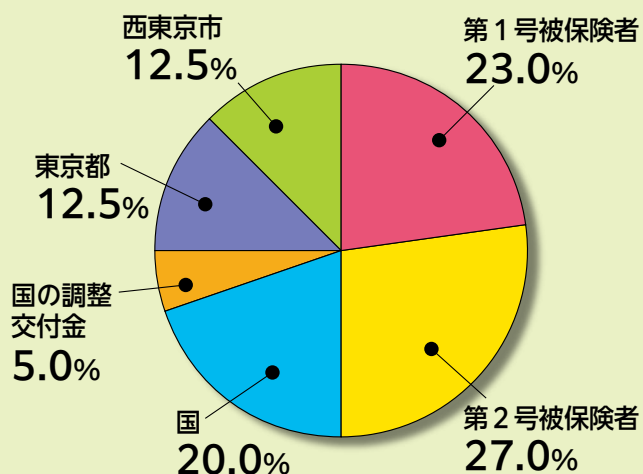
保険給付費
(居宅給付費)



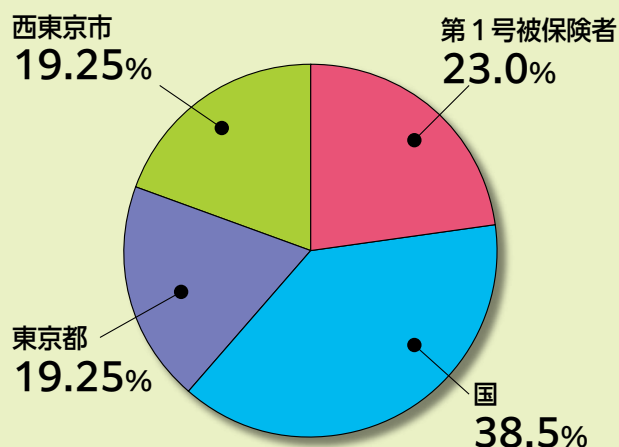
保険給付費
(施設等給付費)



地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費
(包括的支援事業・任意事業)

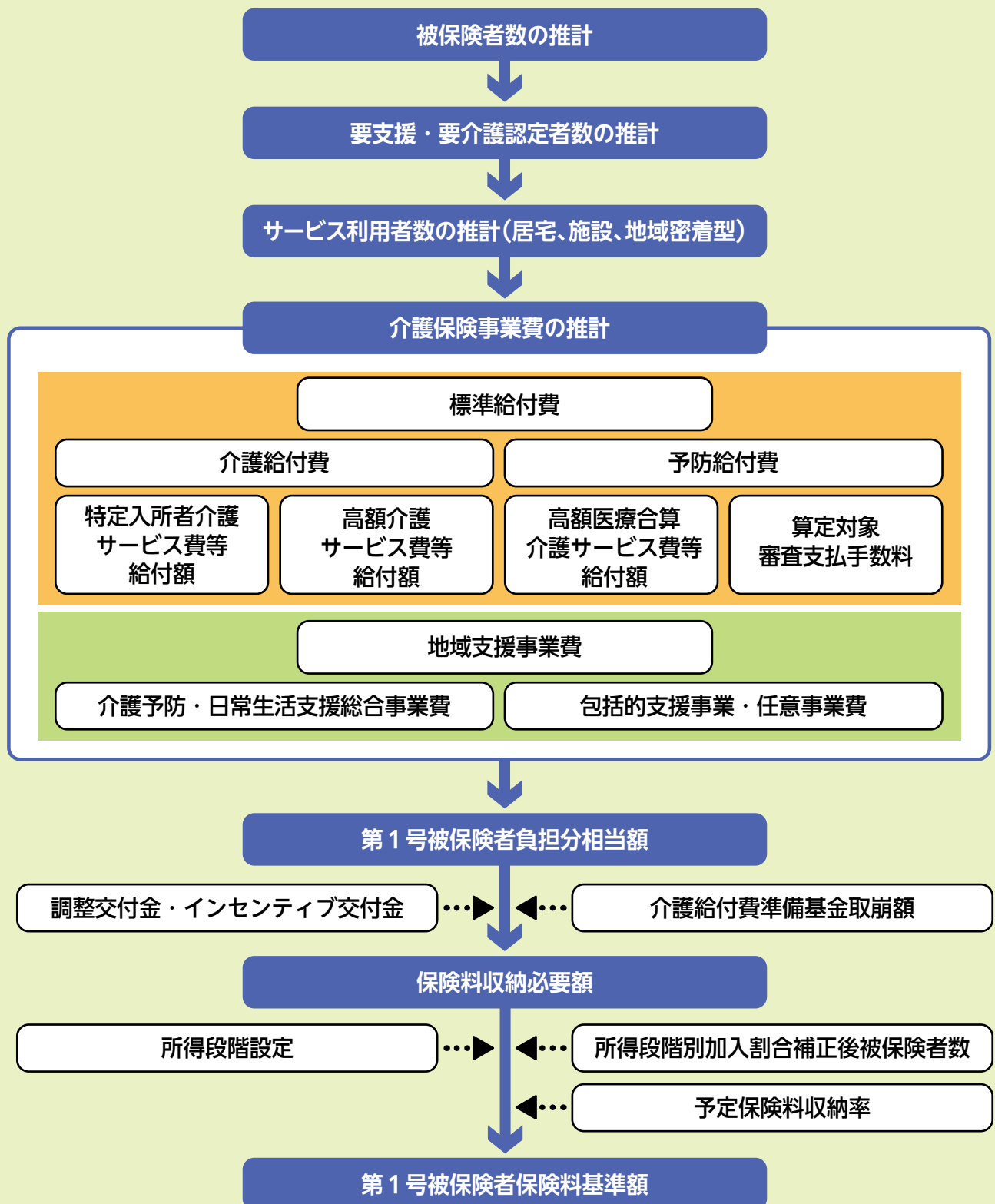


保険料算定の流れ

介護保険財政の運営は、3年間の単位で行われます。

保険料は、第9期計画期間内の第1号被保険者数の推計や、令和6（2024）年度の介護報酬改定の影響等を含めた標準給付費の推計などを勘案し、算定を行います。

第1号被保険者保険料算定の流れ



第1号被保険者保険料のあらまし

① 保険料の算定結果

第9期計画期間の第1号被保険者保険料基準額（月額）の算定結果は、次のとおりです。

第1号被保険者保険料の算定

項目		算出方法	第9期
A	標準給付費		52,302,571,000円
B	地域支援事業費		2,374,260,000円
b1	介護予防・日常生活支援総合事業費		1,146,245,000円
b2	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費		932,820,000円
b3	包括的支援事業（社会保障充実分）		295,195,000円
C	第1号被保険者負担分相当額	$= (A+B) \times 23\%$	12,575,671,000円
D	調整交付金相当額	$= (A+b1) \times 5\%$	2,672,441,000円
E	調整交付金見込額	$= (A+b2) \times \text{見込割合}^*$	2,522,378,000円
F	財政安定化基金拠出金見込額		0円
G	財政安定化基金償還金		0円
H	介護給付費準備基金取崩額		925,000,000円
I	保険者機能強化推進交付金等交付見込額		120,000,000円
J	保険料収納必要額	$= C + (D - E + F + G - H - I)$	11,680,734,000円
K	予定保険料収納率		99.3%
L	所得段階別加入割合補正後被保険者数		154,436人
M	保険料基準額（月額）	$= J \div K \div L \div 12 \text{か月}$	6,347円

※調整交付金の見込割合は、令和6(2024)年度が5.18%、令和7(2025)年度が4.70%、令和8(2026)年度が4.29%として算出

② 月額保険料のイメージ

第9期の標準給付費と地域支援事業費を合わせた実質保険料は6,786円となり、第8期から334円の増加となりました。この実質保険料から、介護給付費準備基金を取崩したことにより、439円引き下げたものが、保険料基準額（月額）です。

第9期の保険料基準額は6,347円となり、第8期と比較して289円の増加となっています。

区分	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)	増減
標準給付費(a)	6,171円	6,491円	320円
地域支援事業費(b)	281円	295円	14円
実質保険料（月額） (c) = (a) + (b)	6,452円	6,786円	334円
介護給付費準備基金の活用(d) (調整交付金等含む)	△394円	△439円	—
保険料基準額（月額） (c) + (d)	6,058円	6,347円	289円

※ (a)及び (b) はそれぞれ「図表 第1号被保険者保険料の算定」中の「A 標準給付費」及び「B 地域支援事業費」の23%を「L 所得段階別加入割合補正後被保険者数」で除して算出した保険料月額。

③ 多段階化と低所得層への対応

本市では、第9期計画の所得段階別保険料について、第8期計画と同様に、17段階を設定します。

第9期計画における第1号被保険者の保険料の見直しについて、国は「介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化すること

で、低所得者の保険料上昇の抑制を図る」としています。

本市では、第9期計画において、国の方針を踏まえ、第1段階から第4段階までの保険料の上昇を抑制するとともに、介護保険事業に必要な額を確保できるよう、その他の所得段階の保険料を見直しました。

西東京市の第9期介護保険料所得段階別保険料

(上段は年額、下段は月額)

段階	対象者	基準額に対する割合	第9期保険料額	第8期保険料額
第1段階	生活保護の受給者の方 老齢福祉年金の受給者の方 本人の①前年の課税年金収入額と②当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.455→ 0.285 (軽減後)	21,700円 (1,809円)	20,300円 (1,697円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の①前年の課税年金収入額と②当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.595→ 0.395 (軽減後)	30,000円 (2,507円)	28,300円 (2,363円)
第3段階	本人の①前年の課税年金収入額と②当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.630→ 0.625 (軽減後)	47,600円 (3,967円)	45,000円 (3,756円)
第4段階	本人が住民税非課税で同一世帯員は住民税課税 本人の①前年の課税年金収入額と②当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.875	66,600円 (5,554円)	63,900円 (5,332円)
第5段階	本人の①前年の課税年金収入額と②当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.000	76,100円 (6,347円)	72,600円 (6,058円)
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.150	87,500円 (7,299円)	83,600円 (6,967円)
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.250	95,200円 (7,934円)	90,800円 (7,573円)
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	114,200円 (9,521円)	109,000円 (9,087円)
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.675	127,500円 (10,631円)	119,900円 (9,996円)
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.780	135,500円 (11,298円)	127,200円 (10,602円)
第11段階	前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.845	140,500円 (11,710円)	130,800円 (10,905円)
第12段階	前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.950	148,500円 (12,377円)	134,400円 (11,208円)
第13段階	前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.195	167,100円 (13,932円)	138,100円 (11,511円)
第14段階	前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.400	182,700円 (15,233円)	141,700円 (11,814円)
第15段階	前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.600	198,000円 (16,502円)	145,300円 (12,116円)
第16段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.800	213,200円 (17,772円)	159,900円 (13,328円)
第17段階	前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	3.005	228,800円 (19,073円)	167,200円 (13,934円)

8 計画の推進体制

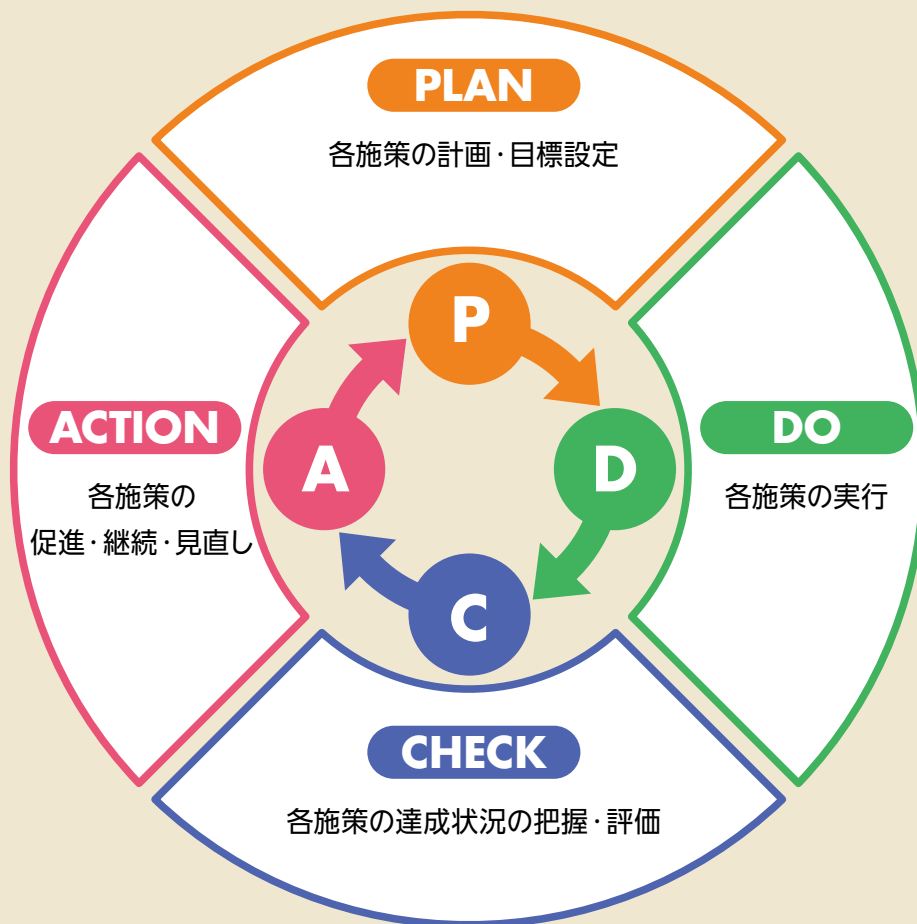
計画の推進に当たっては、年度ごとに取組状況の検証・評価結果を介護保険運営協議会に報告し、協議会での委員意見を踏まえ、次年度の方向性を定めます。

また、計画を着実に進めていくために、各施策を計

画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより管理していきます。

計画の進捗状況や社会状況の変化等に合わせ、柔軟に対応していきます。

PDCAサイクル



西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第9期) …… 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

- 令和6(2024)年3月発行
- 西東京市健康福祉部高齢者支援課
- 〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号
- 電話: 042-464-1311 (代表)